き

13

0

7

な

0)

+ 七号 議 案

特定非営利 活 動促 進 法 施 行 条 例 0) 部 を改 正 する条例

右 0) 議 案を提 出 す ん る。

令 和 三年二月十七日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百

合

子

定 非 営 利 活 動 促 進 法施 行 条例の一 部 を改 正 する条例

特 定非営 利 活 動 促 進 法 施 行 条例 平 成 + 年 東京 都条例第九 + -九号) 0) 部 を 次 0

ように

改

正

す

を

L

る場合であって

六条の 条中 五. 第一 第十 条第三 項 中 項 (法第 を Ŧī. 「第十条第 十四条第二 兀 項 項 第二 13 号に掲げ 改 \Diamond る。 いる書 類にあ 0 7 は、 既に当該 書類 提出 てい

+ -条第一 項 第三号 中 及び」 0) 下に 第 五 項 並 び に を 加える。

附 則 その

内容に

で変更が

ない

ときには、

その旨を記載し

た

書類)

を

削

1 0 条 例 は、 令 和三 一年六月 九 \mathbb{H} 以 下 施施 行 日 と 1 う。 か ら施 行 ごする。

2 こ の 条例による改 正 後 0) 特 定非 7営利活 動 促 進 法 施 行 条例第六 条の 五. 第一 項 同 条例 第六 条 0) 八に お 61 て準 用 す る 場 合 を

む 0) 規定は、 特定 非 営利 活 動 3促進法 平 成 + 年 法 律 第七号) 第二条第三項に規定する認定 特定非営利活 動 法 人又 は 同 条

第 兀 項 K 規定する 特 例認 定 特 定 非 営利 活 動 法 人 。 以 下 「認定特定非営利 活 動 法 5人等] とい · う。 が 施 行 日以 後 13 開 始 す ,る事

ベ 年 書 - 度に 類 お 11 7 1 提 は、 出 す ベ き お 書 従 前 類 13 いつい 例による。 て適用 Ļ 認定特定非営利活動法人等が 施行 \mathbb{H} 前に開 始した事業年度 K お 11 7

提

出

提 案理 由

第 + 七 号 議 案 特 定非営利 活動促進 法施行条例 0) 部 を改正する条例

	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十二号)の施行に伴い、規定を整備する【
	規定を整備する必要がある。